



「事業団」という。に、その業務の特例として、郵便局の用に供する土地に郵便局の店舗と一棟を成す建物で事務所、会議場等の施設の用に供するものを建設し、及び管理する業務を行わせることにより当該土地の高度利用を図るとともに、その業務を通じて郵政事業の経営基盤の強化に資することを目的とする。

#### (事業団の業務の特例)

第一条 事業団は、簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)以下「事業団法」という)第十九条に規定する業務のほか、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。  
一 国と一棟の建物を区分して所有するため、郵政大臣から都都市部に所在する郵便物の取集め及び配達の業務を取り扱う郵便局その他郵政省令で定める郵便局の用に供する土地で郵政事業特別会計に所属するものの貸付けを受け、事務所、会議場等の施設の用に供する建物の建設及びこれらの施設の賃貸その他の管理を行つゝこと。

1 前号の業務に附帯する業務を行うこと。  
2 事業団は、前項第一号に規定する施設の賃貸の業務を行うには、当該施設の国又は地方公共団体による公用又は公共の用のための利用に配意しなければならない。  
3 事業団は、第一項に規定する業務を行う場合においては、当該業務の円滑な実施及び郵政業務との調和を確保するための基準として郵政省令で定める基準に従つて行わなければならぬ。

(事業団への土地の貸付け)  
第三条 事業団が前条第一項第一号の業務を行う場合は、事業団は、同号に規定する土地について、国有財産法(昭和二十三年法律第七十五回)第十八条第一項ただし書の規定により貸付けを受けることがわかる法人とする。

(区分経理)  
第四条 事業団は、第一条第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分

し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

#### (利益及び損失の処理並びに納付金)

第五条 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうち政令で定める基準により計算した額を積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を郵政事業特別会計に納付しなければならない。  
4 前項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

#### (長期借入金)

#### (第六条 事業団は、郵政大臣の認可を受けて、第一項第一項に規定する業務に必要な長期借入金をすることがである。

2 事業団は、毎事業年度、前項に規定する長期借入金の償還計画を立てて、郵政大臣の認可を受けなければならない。

#### (余裕金の運用)

第七条 事業団法第二十七条第一項の規定は、第四条に規定する特別の勘定に係る業務上の余裕金の運用について準用する。

#### (事業団法の適用)

第八条 この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第二十八条中「するとき」とあるのは「する」と(郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律(以下「高度利用特

例法」という)第一条第一項第一号の規定による建物の賃貸をしてよろとするときを除く。」への法律及び規則による改正する法律案

の一部を改正する法律案  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は高度利用特例法」とあるのは「この法律又は第二十八条」とあるのは「若しくは第二十八条又は高度利用特例法第六条」と、同条第四号中「第二十七条第一項第一号若しくは第一号」とあるのは「第一十

七条第一項第一号若しくは第二号」の

第七条第一項第一号若しくは第二号」の規定を高度利用特例法第七条において準用する場合を含む。」への、事業団法第三十八条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は高度利用特例法第一条第一項」と、同条第四号中「第二十七条第一項」とあるのは「第二十七条(高度利用特例法第七条)におけるのは「第二十七条(高度利用特例法第七条)において準用する場合を含む。」)へする。

放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件</p



## 事業収支差金の内訳

(資本収支)		(単位 千円)
資本支入	現 金	111,809,000
事業収支差金受入れ		42,194,000
減価償却資金受入れ		18,056,000
資産受入れ		24,138,000
放送債券償還積立資産戻入れ		13,622,061
放送債券償還積立債券		
放送債券借入金		
資本支出	現 金	111,809,000
建設費	資 本	62,800,000
放送債券償還積立資産繰入れ		445,000
建設積立資産繰入れ		5,071,000
放送債券償還積立資産繰入れ		24,138,000
長期借入金返還		6,370,000
資本収支・差金	現 金	12,985,000

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、5,180億3,840万4千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、4,853億5,714万3千円であり、経常収支差金は、326億8,126万1千円である。

## (受託業務等勘定)

## (事業収支)

(事業収支)		(単位 千円)
款	項	金額
事業収入		340,000
受託業務等収入		340,000

## (資本収支)

## (事業収支)

事 業 支 出	受 託 業 務 等 費 用	国
カラーコード	278,000	9,000
事 業 収 支 差 金		53,000
事業収支差金5,300万円と受託業務等費の間接経費2億4,400万円を合わせた2億9,700万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。		

## 別表第2 受信料額

契約種別	支払区分	月 領	6か月前払額	12か月前払額
カラーコード	訪問集金	1,370円	7,800円	15,200円
	口座振替込	1,320円	7,510円	14,630円
普通契約	訪問集金	890円	5,100円	9,940円
	口座振替込	840円	4,810円	9,370円
衛星カラーコード	訪問集金	2,300円	13,140円	25,610円
	口座振替込	2,250円	12,850円	25,040円
衛星普通契約	訪問集金	1,820円	10,440円	20,350円
	口座振替込	1,770円	10,150円	19,780円
特別契約	訪問集金	1,040円	5,920円	11,540円
	口座振替込	990円	5,630円	10,970円

## 別表第3 受信料額(沖縄県)

契約種別	支払区分	月 領	6か月前払額	12か月前払額
カラーコード	訪問集金	1,220円	6,980円	13,600円
	口座振替込	1,170円	6,690円	13,030円

普通契約	訪問集金	740円	4,280円	8,340円
衛星カラー契約	口座継続振込	690円	3,990円	7,770円
衛星普通契約	訪問集金	2,160円	12,320円	24,010円
衛星普通契約	口座継続振込	2,110円	12,030円	23,440円

普通契約	訪問集金	1,680円	9,620円	18,750円
衛星普通契約	口座継続振込	1,630円	9,330円	18,180円

別表第4 多数契約一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラー契約	すべての契約件数を対象に、 衛星カラー契約については、 50件未満の場合
	1件あたり 月額200円
	50件以上100件未満の場合
	1件あたり 月額230円
	100件以上の場合
	1件あたり 月額300円
衛星普通契約及び特別契約	衛星普通契約及び特別契約については、 1件あたり 月額 90円

ただし、衛星カラー契約の契約件数が、97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第5 団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラー契約	すべての契約件数を対象に、 契約件数1件あたり
衛星普通契約	月額 250円
特別契約	

開されている。

平成3年度における日本放送協会の事業運営は、こうした社会状況の変化にこたえ、国際化に対応した情報の入手・提供の強化を図るとともに、先見性をもった番組、視聴者の多様な要望にこたえる番組を提供することとする。また、衛星放送の普及とその他のニューメディアの開発研究を促進する。

業務の推進にあたっては、内部改革を行い、新しい時代の公共放送にふさわしい業務運営体制を確立して、一層創造的で能率的な運営と経営基盤の安定に努める。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送設備の整備を進め、ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野局の建設を行う。

(3) 國際放送については、日本の美情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済、文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行い、あわせて受信の改善に努める。

(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などの施策を積極的に推進する。

(6) 調査研究については、ニューメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたる業務の見直しを徹底して、創造的で能率的な運営に努める。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

(9) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

2 建設計画

建設計画については、衛星放送設備の整備に44億9,000万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に99億1,900万円、演奏所の整備に165億1,200万円、放送番組設備の整備に219億8,100万円、研究設備の整備等に98億9,800万円、総額628億円をもって施行する。

(1) 新放送設備整備計画

衛星放送設備の整備を進める。

これに要する経費は、44億9,000万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

また、県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、63億2,300万円である。

### 平成3年度事業計画

#### 1 計画概説

世界が大きな変革の時代を迎えており、我が国の社会状況も変化しつつあり、国際化も急速に進んでいる。また、価値観や生活様式も多様化が進み、多メディア・多チャネル化が急速に展

## (3) ラジオ放送網整備計画

受信の改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設する。

また、国際放送の受信改善を図ることとし、必要な設備を整備するための負担を行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。

## (4) 演奏所整備計画

放送会館については、名古屋放送会館の建設を完了し、福岡放送会館の建設を継続することともに、広島放送会館、千代田分館の整備を取り進める。大阪放送会館については、調査を継続する。これらに要する経費は、35億9,600万円である。

## (5) 放送番組設備整備計画

非常災害時における報道機能の確保などを図るために、ニュース・番組の送出設備の機能改善整備を行うとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい番組制作・送出用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、219億8,100万円である。

## (6) 研究設備・一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舎の整備等を行う。これらに要する経費は、72億4,800万円である。

## (7) 建設管理

建設設計画の施行に共通して要する経費は、26億5,000万円である。

## 3 事業運営計画

## (1) 国内放送

ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、広く一般を対象とした総合的な放送として、放送時間は1日18時間を基本とし、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、弾力的な放送時間とする。情報化、国際化などの社会状況に対応するため、国民的課題、21世紀に向けた地域的規模の課題に積極的に取り組み、多様で質の高い番組を提供する。また、音声多重放送において、視力障害者向けの解説放送を実施するほか、文字多重放送については、番組内容の充実を行う。

教育放送は、1日18時間放送し、学校放送番組を含む幅広い文化・教育・実用番組を編成し、知識欲求や心の豊かさを希求する時代の要請にこたえるとともに、障害者向け番組を編成する。衛星放送については、第1テレビジョンは、国際情報を中心とする専門情報を1日24時間放送し、特に欧米やアジア諸国のニュースを中心効果的に編成する。第2テレビジョンは、難視聽解消サービスを行なうとともに、娛樂及び文化番組を中心とした編成を行い、1日22時間20分(週間平均)放送するほか、ハイビジョンの実験放送を行う。

ラジオ放送については、第1放送は、1日19時間を基本とした弾力的な放送時間とし、生活意識の多様化に即応したニュース・生活情報を提供するとともに、緊急報道に万全を期する。第2放送は、1日18時間30分放送し、体系的な語学番組や学校放送番組、多様な教養番組を編成して、生涯学習番組の充実を行う。また、FM放送は、1日19時間放送し、高品質の特性を生かして、グラフィック音楽を基本に、多様な音樂番組を提供する。地域からの全国發信機能の強化を図るとともに、地域放送については、各地域の特性に応じた

自主編成を積極的に推進することとし、総合放送は1日2時間、第1放送は1日2時間30分、FM放送は1日1時間50分を基本とした弾力的な放送時間により地域情報番組を提供する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用の促進を図る。

また、日本から世界に向けた映像情報の発信が乏しい現状を是正するため、日本やアジア各国の情報を世界に提供する。

これらに要する経費は、番組制作に1,172億7,038万6千円、番組の編成企画その他に101億4,649万5千円で、総額1,274億1,683万1千円である。

イ 放送施設の運用維持については、設備の増加に対応し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、387億7,634万6千円である。以上により、国内放送費総額は、前年度1,552億8,988万円に対し、109億334万7千円の増額となり、総額1,661億9,322万7千円である。

## (2) 國際放送

国際放送については、放送時間を拡充して、1日48時間とし、内外の諸情勢に則応したニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるとともに、放送を通じての国際間の理解と親善に貢献する。また、海外中継を拡充して、受信の改善に努める。

このため、前年度34億2,074万3千円に対し、3億6,885万9千円の増額となり、総額37億8,960万2千円である。

## (3) 契約取扱

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、効率的な営業活動を行なう、受信料の増加と受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度436億87万1千円に対し、33億7,075万7千円の増額となり、総額469億7,262万8千円である。

## (4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。

このため、前年度14億1,716万7千円に対し、3,920万5千円の増額となり、総額4億5,637万2千円である。

## (5) 広 報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、効率的な経営広報を展開する

ヒトモに、視聴者との交流、対話活動を強化する。このため、前年度21億5,491万8千円に対し、1億1,121万1千円の増額となり、総額22億6,612万9千円である。

## (6) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、機動的調査手法を開発するほか、国際化に関する調査、番組規範状況調査及び意向調査等を行う。技術面においては、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

前年度55億2,752万9千円に対し、2億2,681万6千円の減額となり、総額53億71万3千円であ

る。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,328億62万6千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生  
退職手当及び福利厚生については、退職手当の増加等により、前年度425億9,767万3千円に対し、63億4,687万円の増額となり、総額489億4,454万3千円である。

(9) 一般管理

一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、事務システムの開発等により、前年度106億5,020万6千円に対し、5億8,918万1千円の増額となり、総額112億3,938万7千円である。

(10) 受託業務等  
受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は3億4,000万円、支出は2億8,700万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成3年度	平成2年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	29,178,000	29,844,000	△ 666,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,971,000	1,880,000	91,000
年 度 内 解 約 件 数	2,911,000	2,546,000	365,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△ 940,000	△ 666,000	△ 274,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成3年度	平成2年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	6,000	3,000	3,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	3,000	0	0
年 度 内 解 約 件 数	0	0	0
年 度 内 增 加 免 除 件 数	3,000	3,000	0

(4) 衛星普通契約

区 分	平成3年度	平成2年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	691,000	16,000	16,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	44,000	△ 5,000	△ 5,000
年 度 内 解 約 件 数	28,000	1,000	1,000
年 度 内 增 加 免 除 件 数	16,000	△ 6,000	△ 6,000

(5) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	平成3年度	平成2年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	1,153,000	1,263,000	△ 110,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	209,000	220,000	△ 11,000
年 度 内 解 約 件 数	319,000	330,000	△ 11,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△ 110,000	△ 110,000	0

区 分	平成3年度	平成2年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	3,000	2,000	1,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,000	1,000	0
年 度 内 解 約 件 数	0	0	0
年 度 内 增 加 契 約 件 数	1,000	1,000	0

## (参考1)

## 有料契約見込総数

区分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	29,178,000	1,153,000	2,292,000	15,000	3,000	32,641,000
年度内増加契約件数	△ 940,000	△ 110,000	1,439,000	10,000	1,000	400,000
年度末契約件数	28,238,000	1,043,000	3,731,000	25,000	4,000	33,041,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	227,000	13,000	17,000	1,000	258,000
年度内増加契約件数	0	△ 1,000	5,000	0	4,000
年度末契約件数	227,000	12,000	22,000	1,000	262,000

## (参考2)

## 支払区分別受信契約件数

## (1) カラー契約

区分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	6,349,000	22,476,000	353,000	29,178,000
年度内増加契約件数	△ 809,000	△ 391,000	260,000	△ 940,000
年度末契約件数	5,540,000	22,085,000	613,000	28,238,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

## (4) 衛星普通契約

区分	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		1,000	14,000	15,000	
年度内増加契約件数		1,000	9,000	10,000	
年度末契約件数		2,000	23,000	25,000	

## (5) 特別契約

区分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	170,000	55,000	2,000	227,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	0	2,000	0
年度末契約件数	168,000	55,000	4,000	227,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

## (2) 普通契約

区分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	518,000	628,000	7,000	1,153,000
年度内増加契約件数	△ 51,000	△ 69,000	10,000	△ 110,000
年度末契約件数	467,000	559,000	17,000	1,043,000

区分	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		1,000	1,000	0	2,000
年度内増加契約件数		0	0	0	0
年度末契約件数		1,000	1,000	1,000	3,000

## 5 要員計画

区	分	要員数
事 業 運 営 関 係		14,095人
建 設	保	241
合	計	14,336

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内300人の純減を見込んだものである。

## 平成3年度資金計画

## 1 資金計画の概要

平成3年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額5,996億4,162万8千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額5,988億9,375万4千円をもって施行する。

## 2 入金の部

受信料については、受信料収入予算4,988億5,483万5千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額4,954億1,540万1千円を予定する。

放送債券については60億円発行による入金額59億7,600万円、長期借入金については、91億5,100万円を予定する。

このほか、固定資産売却取入5億9,580万円、放送債券償還積立資産の戻入れ63億7,000万円、国際放送関係等交付金収入15億4,190万1千円、有価証券の売却3365億円、受取利息その他の入金40以上により入金額は、総額5,996億4,162万8千円である。

## 3 出金の部

事業経費4,132億6,559万5千円、建設経費628億円、放送債券の償還63億7,000万円、長期借入金の返還129億8,500万円、出資4億4,500万円、放送債券償還積立資産への繰入れ50億7,100万円、建設積立資産への繰入れ241億3,800万円、有価証券の購入536億6,310万円、支払利息その他の出金201億5,605万9千円を合わせ出金額は、総額5,988億9,375万4千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高	高	32,455,000	41,591,551	37,884,235	46,389,637	32,455,000
2 入 受 信 料	金	153,315,456	119,702,156	167,208,667	159,415,349	599,641,628
放 送 債 券	債 券	147,138,374	95,615,173	161,010,005	91,651,849	495,415,401
固 定 資 產 売 却 収 入	入 金	32,570	340,104	65,686	9,151,000	157,440

3 出 事 業 経 費	金	144,178,905	123,409,472	158,703,265	172,602,112	598,893,754
建 設 経 費	金	95,331,197	94,685,637	114,778,343	108,470,418	413,265,595
放 送 債 券 債 還 資	金	10,303,687	0	0	0	6,370,000
長 期 借 入 金 返 週 資	金	12,985,000	0	0	0	12,985,000
出 放 送 債 券 債 還 積 立 資 産 繼 入 金	金	111,250	111,250	111,250	111,250	445,000
建 設 積 立 資 産 繼 入 金	金	0	0	0	0	5,071,000
有 価 証 券 購 入 金	金	19,540,000	8,610,000	25,261,000	252,100	24,138,000
支 払 利 息 そ の 他 の 出 金	金	5,907,771	4,360,799	5,062,080	4,825,409	20,156,059
4 期 末 資 金 有 高	金	41,591,551	37,884,235	46,389,637	33,202,874	33,202,874

日本放送協会平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する郵政大臣の意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見は次のとおりである。

平成3年2月

郵 政 大 臣

日本放送協会平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見  
日本放送協会(以下「協会」という。)の平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適切なものと認める。  
なお、協会は、平成2年度において受信料額の改定を行ったが、長期的に財政を安定させるためにも、事業運営の刷新、効率化を一層徹底し、及び経費の節減に極力努めることが必要であり、事業計画等の実施に当たっては、特に下記の点に配意すべきである。

記

- 1 協会は、国民の理解と信頼を得て公共放送としての役割を果たしていくため、国民の意向の把握とその事業運営への反映に努めること。
- 2 協会は、効率的な営業活動により、受信料の確実な収納に努めること。特に衛星料金を含む受信料については、一層の契約締結の促進を図ること。
- 3 協会は、衛星放送の効率的実施に配意するとともに、受信者の要望を踏まえ、その充実、普及に資するよう努めること。  
衛星第2テレビジョンにおいては、難視聽解消のために必要な放送を確保すること。

4 協会は、国際放送の果たす役割を改めて認識し、今後ともその充実、強化に努め、国際間の相互理解の促進に寄与すること。

一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

小切手の売買に関する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

積立郵便貯金に改める。  
第六十三条の二中「進学資金」を「教育資金」に、  
「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改め  
る。  
第六十三条の三の見出し中「一年」を「四年」に、  
「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改め  
め、同条第一項中「進学積立郵便貯金」を「教育積  
立郵便貯金」に、「二年」を「四年」に改める。  
第六十三条の四中「進学積立郵便貯金」を「教育  
積立郵便貯金」に改める。  
第六十四条中「みたす」を「満たす」に改め、「当  
該郵便貯金」の下に「定期郵便貯金にあつては、  
継続預入の取扱いにより当該定期郵便貯金の払戻  
金をもつて預入に充てられたものと含む。」を加  
える。  
第六十八条第一項中「払いもどしの」を「払戻し  
(継続預入の取扱いに係る払戻しを除く)」の「に、  
「払いもどし金」を「払戻金」に改める。

附 則  
(施行期日)  
1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に  
従い、それぞれ当該各号に定める日から施行す  
る。  
一 目次、第七条第一項第六号、第十三条第三  
項、第十四条、第十六条第三号及び第四号、  
第二十九条第二項、第八章の章名、第六十三  
条の二、第六十三条の三の見出し及び第一項  
並びに第六十三条の四の改正規定並びに次項  
の規定 公布の日から起算して六月を超えて  
い範囲内において政令で定める日  
二 第十条第一項の改正規定 平成三年十一月  
三十日までの間ににおいて政令で定める日  
三 第十三条第一項及び第二項、第五十八条、  
第六十四条並びに第六十八条第一項の改正規  
定並びに附則第三項の規定 公布の日から起  
算して九月を超えない範囲内において政令で  
定める日

定める日  
(経過措置)  
前項第一号に掲げる改正規定の施行の際に現に  
存する進学積立郵便貯金は、この法律による改  
正後の郵便貯金法第七条第一項第六号に規定す  
る教育積立郵便貯金とみなす。  
第十三条第一項及び第二項の改正規定の施行  
前に預入された定期郵便貯金の利子の計算につ  
いては、なお從前の例による。

2 郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う  
旅行小切手に係る換算割合その他の条件を公示  
するものとする。  
(証明)  
郵政省は、旅行小切手の買取りの申込み  
をする者の真偽を調査するため、必要な証明を  
求めることができる。  
(利用の制限及び業務の停止)  
郵政大臣は、天災その他やむを得ない事  
由がある場合において重要な業務の遂行を確  
保するため必要があるときは、郵便局を指定  
し、かつ、期間を定めて、外国通貨の両替及び  
旅行小切手の売買に関する法律

第一条 この法律は、郵政官署において本邦通貨  
と外国通貨の両替(以下「外国通貨の両替」とい  
う)並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の  
受託販売及び買取り(以下「旅行小切手の売買」と  
いう)を行うことによって、住民及び旅行者  
の利便を図ることを目的とする。  
(外国通貨の両替等の取扱い)  
第二条 郵便局において外国通貨の両替又は旅行  
小切手の売買をしようとする者は、郵政省令の  
定めるところにより、当該両替又は元買の申込  
みをするものとする。  
3 郵便局において両替を行う外国通貨及び買取  
り、前項の規定による外国通貨の両替及び旅行  
小切手の売買の申込みに係る金額を制限するこ  
とができる。  
4 郵政大臣は、郵政省令の定めるところによ  
り、旅行小切手の種類を公示するものとする。  
(換算割合等)  
第三条 郵便局における外国通貨の両替及び旅行  
小切手の買取りに適用する換算割合は、外國為  
替の売買相場を勘案し、郵政大臣が定めて公示  
(国営企業労働関係法の一部改正)

第三条 国营企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「並びに国債」を「国債」に改め、「元利金の支払に関する業務」の下に「並びに本邦通貨と外國通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第四条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「元利金の支払に関する事務」の下に「、本邦通貨と外國通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する事務」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第五条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

七 本邦通貨と外國通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務

第四条第三十二号中「並びに年金」を「、年金」に改め、「受け入れ渡し」の下に「並びに本邦通貨と外國通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り」を加える。

平成三年三月五日印刷

平成三年三月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D